

2022年3月25日

若宮 健嗣 内閣府特命担当大臣(消費者及び食品安全)

立憲民主党 吉田統彦 消費者部会長

食品添加物の不使用表示に関するガイドライン（案）に関する要請

食品表示法は、消費者基本法の基本理念を踏まえ、表示の役割を「食品を摂取する際の安全性の確保」及び「自主的かつ合理的な食品の選択の機会の確保」としている。本法を根拠とする食品表示基準においては、アレルゲンや賞味期限など安全性に関わる主な事項に関する義務表示と、原材料名や添加物など消費者の選択に関わる事項を任意表示としている。例えば、特定の食品への不安が根強い場合、表示によって消費者の選択の機会を確保する役割が求められる。

今回、政府で公表を予定されている食品添加物の「無添加・不使用表示」についてのガイドラインは、これまで「無添加・不使用表示」が定義や基準のないままに消費者を誤認させる状況を開拓する一助となる一方、地道な努力で生産されてきた添加物を使用していない食品等が「無添加食品」などと表示することが難しくなり、結果として消費者の選択できる幅が狭くなってしまうといった指摘が消費者団体等からされている。

眞に消費者の選択の権利を確保していくためというのであれば、無添加の製品を選びたい消費者の懸念の声に十分にこたえる必要がある。その対応が見られない現状は、2022年3月末にガイドラインを公表することありきで拙速な議論となっていることは否定できない。

虚偽の内容が書かれていない限り、事業者にとって表示は自由である。例外的に禁止をするのであれば、どのような表示が禁止となるのか明確とする必要があり、そうでなければ、事業者の生産活動を委縮させ、消費者が選択できる製品が少なくなってしまうこととなる。

政府の拙速なガイドラインの公表によって、無添加の製品や添加物不使用の製品を選びたい消費者の権利を制限し、無添加の製品等を生産する事業者をむやみに委縮させることはあってはならない。

以上のことから、立憲民主党は以下2点について要請する。

1. 2022年3月末に予定されているガイドラインの公表を一旦凍結し、消費者の選択の権利を狭めることのないよう、消費者の懸念をしっかりと受け止め、ガイドラインを見直すこと。
2. 事業者が委縮し、「無添加」や「不使用」といった表示を掲げる商品の生産・開発が縮小することのないよう、規制の対象となる表示について、一層の明確化すること。

以上

なお、消費者の選択する権利を確保する観点から、食品の一括表示や機能性表示食品などについて、早急に根本的に見直すべきであることを付言する。